

平成 28 年 10 月 14 日

受益者のみなさま

三菱UFJ 国際投信株式会社

「ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド」約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社下記ファンドにつきまして、投資対象である円建ての外国投資信託の名称変更ならびにベンチマーク構成指数の名称変更にかかる約款変更をいたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。
なお、本お知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。
本お知らせの趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 対象ファンド
ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド
- 約款変更日
平成 28 年 10 月 14 日
- 変更理由
(投資対象外国投資信託の名称変更)
運用の効率化をはかるため投資対象とする円建ての外国投資信託の統合およびシェアクラス化が行われることに伴い、名称が変更されたためです。

(ベンチマーク構成指数の名称変更)
ベンチマークである合成指数を構成する指数の名称が変更されたためです。
- 変更内容
(投資対象外国投資信託の名称変更)

変更後	変更前
ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド JPY	ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド
ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド JPY	ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド

(ベンチマーク構成指数の名称変更)

変更後	変更前
<u>ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合</u> （日本円除く）インデックス（円ベース）	バークレイズ・グローバル総合（日本円除く）インデックス（円ベース）

以上

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更新旧対照表

ピムコ ハイ・インカム毎月分配型ファンド

(投資対象外国投資信託の名称変更)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y</u> および <u>ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド J P Y</u> の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (M B S)、資産担保証券 (A B S) 等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>2. 運用方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>主として円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド</u> および <u>ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド</u> の投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (M B S)、資産担保証券 (A B S) 等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) は、円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y</u> および <u>ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド J P Y</u> の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。) のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>1～4. (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第21条 この信託において投資の対象とする有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) は、円建ての外国投資信託である <u>ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド</u> および <u>ピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド</u> の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。) のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。</p> <p>1～4. (略)</p> <p>② (略)</p>

(ベンチマーク構成指数の名称変更)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p data-bbox="363 244 593 277">運用の基本方針</p> <p data-bbox="178 288 368 322">2. 運用方法</p> <p data-bbox="193 333 400 367">(1) 投資対象</p> <p data-bbox="248 383 308 416">(略)</p> <p data-bbox="193 432 400 465">(2) 投資態度</p> <p data-bbox="229 481 785 943">主として円建ての外国投資信託である ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Yおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンド J P Yの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (M B S)、資産担保証券 (A B S) 等に実質的な投資を行います。</p> <p data-bbox="229 958 785 1279">B of A メリルリンチ デベロップド・ マーケット・ハイイールド・インデックス (B B - B、円ベース) × 50% + <u>ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合 (日本円除く) インデックス</u> (円ベース) × 50%の合成指数をベンチマークとします。</p> <p data-bbox="248 1294 368 1328">(以下略)</p> <p data-bbox="193 1339 400 1373">(3) 投資制限</p> <p data-bbox="248 1384 308 1417">(略)</p>	<p data-bbox="1002 244 1232 277">運用の基本方針</p> <p data-bbox="817 288 1007 322">2. 運用方法</p> <p data-bbox="831 333 1038 367">(1) 投資対象</p> <p data-bbox="887 383 946 416">(略)</p> <p data-bbox="831 432 1038 465">(2) 投資態度</p> <p data-bbox="868 481 1423 898">主として円建ての外国投資信託である ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンドおよびピムコ ケイマン グローバル アグリゲイト エクス・ジャパン インカム ファンドの投資 信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (M B S)、資産担保証券 (A B S) 等に実質的な投資を行います。</p> <p data-bbox="868 913 1423 1234">B of A メリルリンチ デベロップド・ マーケット・ハイイールド・インデックス (B B - B、円ベース) × 50% + バークレイズ・グローバル総合 (日本円除く) インデックス (円ベース) × 50%の合成指数をベンチマークとします。</p> <p data-bbox="887 1249 1007 1283">(以下略)</p> <p data-bbox="831 1294 1038 1328">(3) 投資制限</p> <p data-bbox="887 1339 946 1373">(略)</p>

以上